

月次改訂

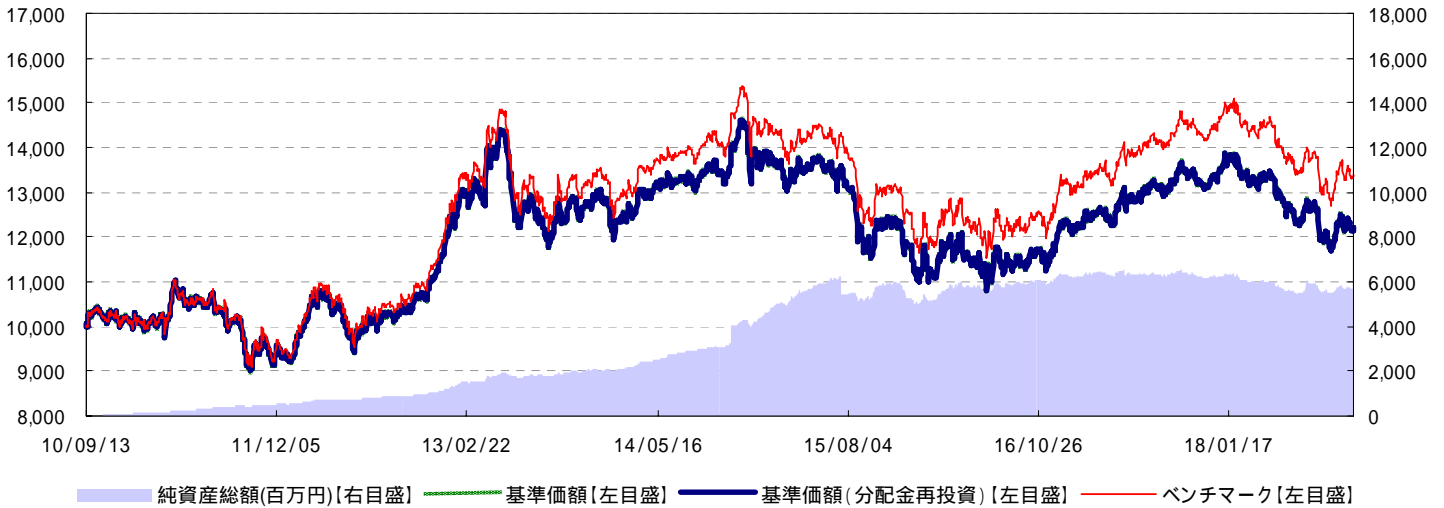
2018 / 10

eMAXIS 新興国債券インデックス

追加型投信/海外/債券/インデックス型

運用状況等

基準価額の推移



- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)、ベンチマークは設定日前営業日を10,000として指数化しています。
- ・基準価額および基準価額(分配金再投資)は、信託報酬控除後の値です。
- ・信託報酬率については、後記の「ファンドの費用・税金」に記載しています。
- ・基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。

ベンチマークはJPモルガンGBI - EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)です。
 JPモルガンGBI - EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。
 JPモルガンGBI - EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)とは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表しているJPモルガンGBI - EMグローバル・ダイバーシファイド(ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。

ファンドの現況

	2018/10/31	前月末	前月末比
基準価額	12,228円	12,436円	-208円
純資産総額(百万円)	5,726	5,818	-92

	基準価額	日付
設定来高値	14,621円	2014/11/25
設定来安値	9,015円	2011/10/04

運用資産構成

	2018/10/31	前月末	前月末比
実質外国債券組入比率	96.10%	97.39%	-1.29%
内 現物	96.10%	97.39%	-1.29%
内 先物	0.00%	0.00%	0.00%

・比率は純資産総額に対する割合です。

騰落率

	過去1ヵ月	過去3ヵ月	過去6ヵ月	過去1年	過去3年	設定来
ファンド	-1.67%	-3.77%	-8.10%	-7.19%	-0.06%	22.28%
ベンチマーク	-1.70%	-3.28%	-7.35%	-6.09%	3.44%	34.07%
差	0.03%	-0.49%	-0.76%	-1.10%	-3.50%	-11.79%

- ・ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。また、ファンドの騰落率と実際の投資者利回りとは異なります。
- ・設定来のファンドの騰落率は、10,000を起点として計算しています。

表示桁未満の数値がある場合、四捨五入で処理しております。
 基準価額および分配金は1万口当たりです。

後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

eMAXIS 新興国債券インデックス

分配金実績(税引前)

	直近期	2期前	3期前	4期前	5期前	6期前	設定来累計
決算日	2018/01/26	2017/01/26	2016/01/26	2015/01/26	2014/01/27	2013/01/28	
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

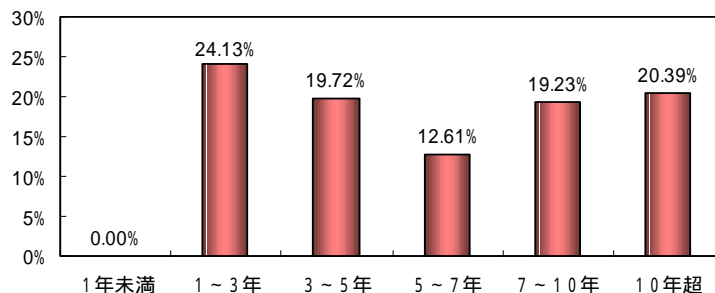
・運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

利回り・デュレーション・平均残存期間

最終利回り	6.58%	デュレーション	4.74年
直接利回り	6.11%	平均残存年数	7.47年

・数値は、債券現物部分について計算しています。
 ・最終利回りとは、個別債券等について満期まで保有した場合の複利利回りを加重平均したものです。
 ・直接利回りとは、個別債券等についての表面利率を加重平均したものです。
 ・利回りは、計算日時点の評価にもとづくものであり、売却や償還による差損益等を考慮した後のファンドの「期待利回り」を示すものではありません。
 ・デュレーションは、債券価格の弾力性を示す指標として用いられ金利の変化に対する債券価格の変動率を示します。
 ・平均残存年数は、各債券の残存年数を債券の額面で加重平均したものです。

残存期間別組入比率



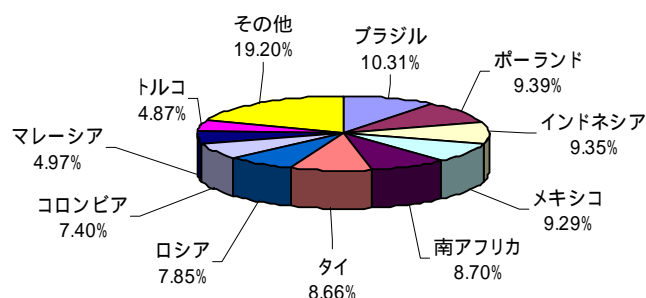
・比率は純資産総額に対する割合です。

債券の格付分布

格付種類	比率	銘柄数
AAA格	0.00%	0
AA格	6.66%	11
A格	34.06%	59
BBB格	40.13%	83
BB格以下	15.25%	31
無格付	0.00%	0

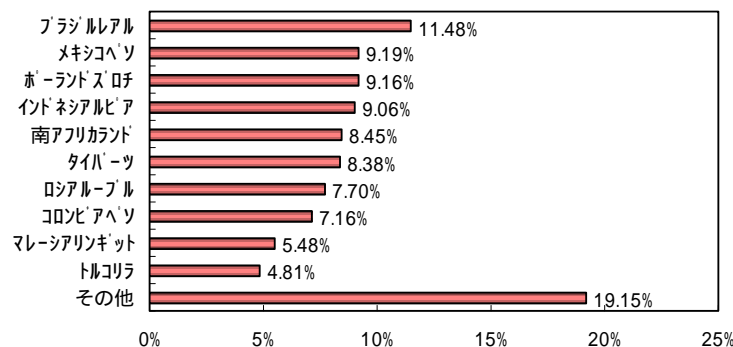
・比率は純資産総額に対する割合です。
 ・格付の振分基準は以下の通りです。
 ・AA格(AA+, AA, AA-, Aa1, Aa2, Aa3)
 ・A格(A+, A, A-, A1, A2, A3)
 ・BBB格(BBB+, BBB, BBB-, Baa1, Baa2, Baa3)
 ・BB格(BB+, BB, BB-, Ba1, Ba2, Ba3)
 ・原則として、個別銘柄格付を採用しておりますが、例外的に国債、地方債ならびに政府保証のある債券などについては、弊社の分類基準に基づいて、ソプリン格付(国の発行体格付)を採用しているものがあります。
 ・格付分布は、S & P社、Moody's社のうち最も高い格付を表示しています。

組入上位10カ国



・比率は現物債券評価額に対する割合です。

通貨別組入比率



・比率は、[外貨建て純資産 - 為替ヘッジ]で計算しており、通貨別にみた実質比率を表します。

表示桁未満の数値がある場合、四捨五入で処理しております。
 基準価額および分配金は1万口当たりです。

後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

eMAXIS 新興国債券インデックス

ファンドの目的・特色

当ファンドは、ノーロード・インデックスファンド・シリーズ「eMAXIS」(イーマクシス)を構成するファンドの一つです。

ファンドの目的

新興国の債券市場の値動きに連動する投資成果をめざします。

ファンドの特色

特色1 JPモルガンGBI - EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

特色2 新興国の現地通貨建ての公社債を実質的な主要投資対象とします。

・対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。

特色3 原則として、為替ヘッジは行いません。

ファンドの仕組み

・運用は主に新興国債券インデックスマザーファンドへの投資を通じて、新興国の公社債へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。

分配方針

・年1回の決算時(1月26日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

・分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

投資リスク

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク	一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け組入公社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。
為替変動 リスク	組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。
信用 リスク	組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。
流動性 リスク	有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。
カントリー・ リスク	新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

その他の留意点

・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

・ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

eMAXIS 新興国債券インデックス

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 / 販売会社にご確認ください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
換金単位	販売会社が定める単位 / 販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込不可日	次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。 ・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行の休業日 ・ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日 具体的な日付については、委託会社のホームページ(「ファンド関連情報」内の「お申込み不可日一覧」)をご覧ください。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限(2010年9月13日設定)
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回るようになった場合、対象インデックスが改廃されたとき等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。
決算日	毎年1月26日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時に分配金額を決定します。(分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。) 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人受益者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の適用対象です。税法が改正された場合等には、変更となることがあります。くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ファンドの費用

お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% をかけた額

お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 年率0.648%(税抜 年率0.6%)以内 をかけた額 くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。
その他の費用・手数料	監査法人に支払われるファンドの監査費用・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用・マザーファンドの換金に伴う信託財産留保額・その他信託事務の処理にかかる諸費用等についてもファンドが負担します。 上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。
運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。	
上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。	

本資料のご利用にあたっての注意事項等

本資料は、三菱UFJ国際投信が作成した資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。本資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

委託会社(ファンドの運用の指図等)

三菱UFJ国際投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

加入協会:一般社団法人 投資信託協会

一般社団法人 日本投資顧問業協会

受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)

三菱UFJ信託銀行株式会社

<ホームページアドレス> <https://www.am.mufig.jp/>

<お客さま専用フリーダイヤル> 0120 - 151034

(受付時間 営業日の9:00 ~ 17:00)

ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

販売会社情報一覧表

ファンド名称: eMAXIS 新興国債券インデックス

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人 日本 投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会
株式会社 あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第8号			
岩井コスモ証券株式会社(インターネット専用)	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号			
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号			
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号			
株式会社 SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号			
FFG証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第5号			
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第52号			
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号			
株式会社 熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号			
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2938号			
株式会社 ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号			
株式会社 荘内銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第6号			
株式会社 親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号			
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号			
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号			
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第110号			
株式会社 千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号			
東海東京証券株式会社(ラップのみの取扱い)	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号			
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号			
株式会社 南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第15号			
西日本シティ証券株式会社(ラップのみの取扱い)	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号			
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号			
浜銀証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号			
株式会社 百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号			
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号			
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号			
株式会社 福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号			
株式会社 北都銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第10号			
ほくほく証券株式会社(ラップのみの取扱い)	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第24号			
株式会社 北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号			
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号			
株式会社 三重銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第11号			
株式会社 三菱UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号			
株式会社 三菱UFJ銀行(委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号			
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号			
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号			
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号			
株式会社 武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第38号			
株式会社 山形銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号			
株式会社 ゆうちょ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第611号			
株式会社 横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第36号			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号			